

令和3年9月24日

令和3年9月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月24日（金）午後1時30分から午後2時5分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （11人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第53号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請に対する意見
について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第57号 農用地利用集積計画の合意解約について

報告第58号 空き家に付属した農地指定について

報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 それでは、ただいまより令和3年9月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、3番黒住委員、10番吉村委員、14番井内委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は4番笠井委員と5番吉浦委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第53号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第53号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和3年8月25日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が11件、更新が11件、農地中間管理権の新規が3件、更新が1件で、合計26件、59筆、70,068㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に農用地利用集積計画(案)利用権の設定を受ける者に6番山口委員が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく

議事参与の制限により山口委員は当議案の審議開始から終了まで退席してください。

(山口委員退席)

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑があればしていただく。なければ次へ進む)

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第53号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは山口委員、入室してください。
(山口委員入室、着席)

議 長 次に議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号141及び142については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号141、高原字東高原の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第54号 受付番号141号について説明いたします。

9月14日に矢部会長、山口委員と私の3人で申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

譲渡人は農地の管理をしていましたが、耕作意欲が低く、所有農地を手放すことになりました。

譲受人は、申請地に隣接する農地を所有しており、自宅にも近い状況であります。

譲受人は、現在、稲作を中心に野菜栽培に従事しており、農作業に必要な農機具はそろっています。

農地面積は、所有農地と購入地を合わせると〇〇〇〇㎡になり、石井町の下限面積の要件を満たしております。

農業従事要件は、妻とともに年間200日従事していますので、許可相当と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号141について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号141は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号142、石井東の担当であります1番田幡委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

1番 議案第54号、受付番号142号について、9月10日に久米委員と私の2名で、農地法第3条所有権無償移転の件で譲渡人の妻に会い、内容と現地の確認を行いました。

この無償移転については、親から子への所有権の部分移転であり、地目は田、3筆の合計4,740㎡です。

市街化区域の農地を平成〇〇年より、〇〇分の〇を〇〇回で移転するという事で、今回は〇回目の部分移転になります。

昨年も調査を行っておりますが、今回も申請地は適正に管理されており、問題がなく、許可相当と考えられます。

なお、過去5回の許可分については、登記全部事項証明書で所有権部分移転が完了していることを確認しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号142について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号142は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第55号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請、
受付番号143は、事業の承継のため、議案第56号、農地法第5条の規定による
許可申請、受付番号144と併せて申請されております。
受付番号143と受付番号144は、申請地及び申請者が一体の案件であります
ので一括して審議してよろしいか。
(意義なしの声)

議 長 それでは、意義がないようでございますので、議案第55号、受付番号143及
び議案第56号、受付番号144については、一括して審議することといたしま
す。
事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第55号、農地法第5条の規定による許可後の事業
計画変更承認申請に対する意見について、受付番号143及び議案第56号、農地
法第5条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号144について説
明させていただきます。
(議案書に基づいて内容を説明)
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第55号、受付番号143及び議案
第56号、受付番号144について、高川原字市楽の担当であります12番大西委
員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

12番 議案第55号、受付番号143及び議案第56号、受付番号144について説明
いたします。
9月16日に加藤職務代理と井内委員、私の3名が申請人の父親と行政書士に会
い、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。
受付番号143は、平成〇〇年に農家の分家住宅を建てる予定で申請されてお

り、県から許可を受けていました。

しかしながら、地盤の造成工事が完了した時点で、申請者のやむを得ない理由で計画が中断し、登記地目は田、現況地目が雑種地になっております。

申請地は造成工事が完了しているため農地に復元することは困難で、土地の有効利用のため親族間で事業の承継を検討し、承継人の〇〇〇〇が分家住宅を建築することになりました。

受付番号144は、受付番号143の当初計画者と承継者が譲渡人〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇として申請しております。

申請地の北側と西側は〇〇〇〇所有の田で、東側と南側は町道です。

譲受人が地元に戻り分家住宅を建築すると、本家の農業を手伝いやすく、申請地の有効活用になります。

なお、当日は雑草が生えていたので防除等について指導いたしました。

排水は、合併浄化槽を通して石井町管理水路に流す予定とのことです。

皆様、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 議案第55号、受付番号143及び議案第56号、受付番号144について、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認において、事業が承継される場合には、併せて農地法第5条の規定による許可申請を行うことになっております。

受付番号143及び144は一体の申請であるため、併せて説明させていただきます。

申請地は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、徳島県指令農調第〇〇〇〇号で、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇が農地法第5条の規定による許可を受けており、登記地目は田、現況地目は造成工事が行われた雑種地であります。登記名義人は、譲受人〇〇〇〇に変更しております。

なお、申請地を農地とみなした場合は、農用地区域から除外された第1種農地で、概ね50m以内に3戸の住宅の敷地が連たんし、集落接続をしております。

概要につきましては、大西委員が説明されたとおりであります。

申請地は、徳島県から平成〇〇年〇〇月〇〇日建築第〇〇〇〇号で開発許可を受け、平成〇〇年〇〇月〇〇日川土第〇〇〇〇号で造成工事が検査済となっております。

しかし、やむをえない事情により住宅を建築することができなくなるとともに、造成工事が完了しているため農地への復元も著しく困難となったまま、今日まで経過してしまったとのことです。

そこで、本家に居住している〇〇〇〇の子、〇〇〇〇が、〇〇〇〇から事業を

承継し分家住宅を建築することになったものであります。

農地法第5条の規定による許可申請においては、現在の登記名義人である譲渡人〇〇〇〇から承継人である譲受人〇〇〇〇へ、土地が無償譲渡されます。

開発区域内における建築物の新築等については、徳島県と協議済みで、許可見込みとのことです。

給水は給水本管から分岐して引き込む計画であり、排水は石井町管理水路に行う予定であります。当初の申請から変更はありません。

被害防除措置においては、北側が農地で、土地所有者の〇〇〇〇と協議済みです。

借り入れにかかる証明書が添付されており、資金調達計画も適切であります。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認及び農地法第5条の規定による許可申請における、農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑があればしていただく。なければ次に進む。)

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

議案第55号、受付番号143及び議案第56号、受付番号144について、承認及び許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第55号、受付番号143及び議案第56号、受付番号144については承認及び許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号145について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号145の説明をいたします。

(議案書に基づいて内容を説明)

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号145について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5 番 議案第56号、受付番号145について説明いたします。

9月13日に、笠井委員、黒住委員と私の3名で申請地に出向きまして、代理人と現地で立ち会い、聞き取り調査を行いました。

申請地は下浦〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、面積694㎡であり、譲渡人が労力不足でここ数年耕作ができていない状態であり、土地を有効利用するため、譲受人が太陽光発電を設置することで双方が合意し、有償移転になったとのことです。

太陽光発電設備の設置において近隣の農地に被害を及ぼすことがないように配慮し、万一被害が生じた場合には、転用者において責任をもって対応するとのことであります。

申請地は周囲をフェンスで囲い、整地をして防草シートを敷き、雨水は地下浸透になります。

麻名用土地改良区の意見書においても確認されており、何ら問題はないと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。つづいて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号145、申請地は、農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要につきましては、吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備で、申請地の南側が町道に面しており、十分な発電量が見込めるとともに設置後の管理も容易と見込まれます。

申請地は不陸整地の後に防草シートを敷き、周囲にフェンスを設置します。雨水は地下浸透となります。周囲の農地への影響はないと見込まれます。

添付書類として、預金残高証明書、再生可能エネルギー発電計画の認定通知、電力受給契約及び系統連系にかかる契約の案内文書が添付されており、申請が許可を受けた後には、確実に事業が実施できる見込みです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑があればしていただく。なければ次に進む。)

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号145について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号145は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第57号 農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。

報告第58号 空き家に付属した農地指定については、1件受理しました。

報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年9月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。